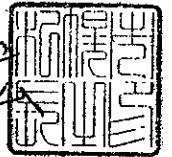


札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 81 号

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例

札幌市老人休養ホーム条例（昭和48年条例第51号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条の2第1項の表パットゴルフ場及びパークゴルフ場の項中「パットゴルフ場及び」を削る。
- (2) 第5条第2項中「、パットゴルフ場」を削る。
- (3) 別表1(1) 宿泊（1人1泊につき）の表中

「	<table><tr><td>3,300 円</td></tr><tr><td>3,900 円</td></tr><tr><td>3,200 円</td></tr></table>	3,300 円	3,900 円	3,200 円	を	<table><tr><td>3,700 円</td></tr><tr><td>4,300 円</td></tr><tr><td>3,600 円</td></tr></table>	3,700 円	4,300 円	3,600 円	に改め、
3,300 円										
3,900 円										
3,200 円										
3,700 円										
4,300 円										
3,600 円										
」				」						

別表1(2) 休憩の表中

「	<table><tr><td>630 円</td></tr><tr><td>950 円</td></tr><tr><td>630 円</td></tr><tr><td>2,100 円</td></tr><tr><td>1,050 円</td></tr></table>	630 円	950 円	630 円	2,100 円	1,050 円	を	<table><tr><td>700 円</td></tr><tr><td>1,100 円</td></tr><tr><td>700 円</td></tr><tr><td>2,300 円</td></tr><tr><td>1,200 円</td></tr></table>	700 円	1,100 円	700 円	2,300 円	1,200 円	に改め、
630 円														
950 円														
630 円														
2,100 円														
1,050 円														
700 円														
1,100 円														
700 円														
2,300 円														
1,200 円														
」				」										

別表1(3) パットゴルフ及びパークゴルフ（1人1回につき）の表中「パットゴルフ及び」を削り、

パットゴルフ	パークゴルフ
250 円	150 円
400 円	200 円
200 円	100 円

を

パークゴルフ
170 円
220 円
110 円

に改め、

別表 1 備考 1 中「320 円」を「350 円」に改め、同表中備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とする。

(4) 別表 2 中「・パットゴルフ」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後に始める利用に係る利用料について適用し、同日前に始めた利用に係る利用料については、なお従前の例による。